

# 手続きの流れ その1 (交付申請から交付決定まで)

《 板 橋 区 》

《 申 請 者 》

受 付

補助金交付申請

予  
算  
が  
あ  
る  
と  
き

≪ 審 査 ≫

☆ 提出する書類 ☆

- ① 補助金交付申請書(第1号様式甲)  
(申請書は2ページありますのでご注意ください)
  - ② 添付書類
    - (1) 発行後3か月以内の納税証明書(個人の場合)
      - ・ 住民税および軽自動車税納税証明書、または同非課税証明書  
 [9月30日以前の申請の場合→平成29年度の証明書]  
 [10月1日以降の申請の場合→平成30年度の証明書]  
 ☆板橋区が住民登録地かつ課税地で、納税状況の確認を区が行う「区税納付状況調査に関する同意」に同意いただいた方は、これらの証明書は原則として不要です。
    - (2) 発行後3か月以内の法人住民税納税証明書(法人の場合)
    - (3) 機器等の設置に係る見積書とその内訳書の写し  
(機器の製品型番・数量等が明記されているもの)
    - (4) パンフレット等  
(機器等の形状、規格、仕様等がわかるもの)
    - (5) 発行後3か月以内の建物の登記事項証明書  
(設置場所に申請者が居住し、住民登録地である場合、原則不要です。)
    - (6) その他個別に必要なもの
      - ◇ 太陽光発電システム
        - ・ 太陽電池パネルの配置図
      - ◇ 窓の断熱化・集合住宅共用部LED化
        - ・ 既存の状態を示す写真
        - ・ 施工箇所がわかる図面
      - ◆ 管理組合による申請の場合
        - ・ 管理規約の写し
        - ・ 機器等の設置に係る決議書又はこれに代わるもの
      - ◆ 中小企業からの申請の場合
        - ・ 中小企業等であることを証明する書類  
(登記事項証明書等)
      - 賃貸住宅・使用貸借住宅の場合
        - ・ 所有権者の同意書
      - 建物が区分所有の場合
        - ・ 他の所有者が設置を許可することがわかる書類
- ※内容により、別途必要書類の提出を求める場合もあります。

交付申請受付期限は  
平成31年3月8日です

交付または不交付  
決定通知

受 領

☆ 区から送付する書類 ☆

- ① 補助金交付決定通知書
- ② 完了報告書・請求書
- ③ 口座振替依頼書

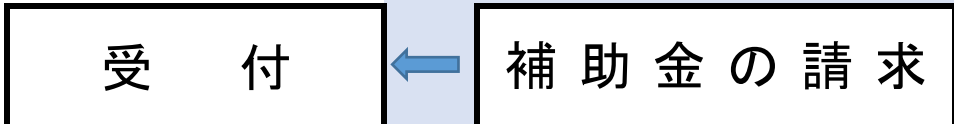
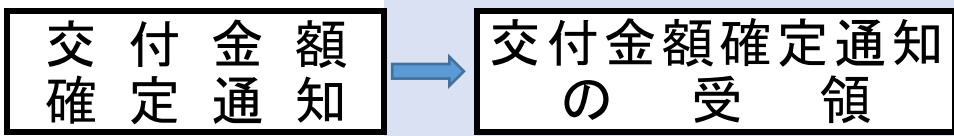
# 手続きの流れ その2 (設置完了から補助金受領まで)

《設置工事完了》



- ☆ 提出する書類 ☆
- ① 設置完了報告書(第8号様式甲)
  - ② 添付書類
    - (1) 発行後3か月以内の住民票(個人の場合)  
※交付申請時に建物の登記事項証明書を提出済みの場合不要
    - (2) 機器等の設置に係る領収書とその内訳書の写し  
(機器の製品型番・数量等が明記されているもの)
    - (3) 機器等の設置状態を示す写真
      - 太陽光発電システム  
太陽電池パネルの枚数が確認出来るもの
      - 燃料電池システム } 機器本体 および
      - 蓄電池システム } 製品型番が確認できる写真
      - HEMS } 機器本体およびモニターの写真
      - 窓の断熱化 } 施工中・施工後の状態を示す写真
      - 集合住宅共用部LED化 } (補助対象箇所全て)
    - (4) 太陽光発電システムのみ  
・電力会社からの「電力受給契約申込書控え」等の写し
- ※集合住宅共用部LED化については、必要に応じて現地確認を行うことがあります。

≪ 審査 ≫



- ☆ 提出する書類 ☆
- ① 補助金交付請求書(第10号様式)
  - ② 口座振替依頼書
- 完了報告書等と同時提出可

